

浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認定等に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、事業所のワーク・ライフ・バランス等の実現に向けた活動を推進するため、ワーク・ライフ・バランス等の取り組みを積極的に行っている事業所の認定等に関する必要な事項を定めるとともに、その取り組みや事業所を公表することにより事業所のワーク・ライフ・バランス等の推進を促し、浜松地域の産業を担う人材の確保・活躍・定着を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

(1) 事業所

常時雇用する労働者を有して事業活動を行う国及び地方公共団体以外の事業主をいう。

(2) ワーク・ライフ・バランス等

誰もが働きやすい職場環境づくりや多様で柔軟な働き方を推進し、従業員の仕事と生活の両立が実現できる状態をいう。

(認定)

第3条 市長は、ワーク・ライフ・バランス等の推進に積極的に取り組んでいる事業所を公募し、浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所として認定する。

(申請要件)

第4条 前条の認定を受けようとする者は、次の各号に掲げるすべての要件を満たさなければならない。

(1) 申請する日の属する年度の4月1日現在において、1年以上浜松市に所在していること

(2) 仕事と生活との両立を支援するための工夫のほかに、誰もが能力発揮・職域拡大できるように努めていること

(3) 浜松市公式就職情報サイト「浜松就職・転職ナビ JOB はま！」の事業者登録をしていること

(4) 市税を完納していること、又は市からの徴収の猶予若しくは換価の猶予を受けていること

(5) 浜松市暴力団排除条例（平成24年浜松市条例第81号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等と関係を有していないこと

(6) 労働関係法令等に重大な違反がないこと及びその他法令又は社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される事由がないこと

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営むものでないこと

(申請)

第5条 第3条の認定を受けようとする者は、市長が定める期間内に、浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認定にかかる申請書（更新申請書）（第1号様式、以下「申請書（更新

申請書)」という。)に次の各号に掲げる書類を添付して市長へ提出しなければならない。

(1) 調査票(第2号様式)

(2) チェックリスト(第3号様式)

(3) 就業規則及び諸規定

(4) 事業所の概要がわかるもの

(5) 労働局に提出した一般事業主行動計画策定の届出書(写)及び計画書(策定事業所のみ)

(6) 時間外・休日労働に関する協定届(36協定)(写)

(7) 前各号に掲げるもののほか、ワーク・ライフ・バランス等の取組内容や実績が確認できる資料

(8) その他市長が必要と認めるもの

2 申請者は、前項の申請を行うにあたり、次の各号に掲げる事項に対し誓約又は承諾若しくは同意しなければならない。

(1) 風俗営業、性風俗関連特殊営業及び接客業務受託営業を行っていないこと

(2) 労働関係法令及び出入国関係法令に違反をしていないこと

(3) 浜松市暴力団排除条例(平成24年浜松市条例第81号)第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団員等と関係を有していないこと

(4) 浜松市が暴力団排除に必要な場合には、申請者について静岡県警察本部又は管轄警察署に照会すること

(5) 浜松市において、申請者の市税の納付又は納入の状況について確認すること

(認定審査)

第6条 市長は、前条に掲げる申請書(更新申請書)等を審査し、認定する事業所を決定する。決定にあたっては、必要に応じて事業所の訪問調査を実施するとともに、専門知識を有する者から意見を聞くことができる。

(認定期間)

第7条 新たに認定する事業所の認定期間は、認定の日から2年を経過した後の最初の3月31日までとする。また、更新を受けた事業所の認定期間は、5年間とする。

2 認定の取消しがあった場合や本制度が廃止された場合等は前項の限りではない。

(認定書の交付)

第8条 市長は、第6条の規定により認定した事業所(以下「認定事業所」という。)に対し、浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認定書(第4号様式、以下「認定書」という。)を交付する。

2 認定事業所は浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所認定マーク(以下「認定マーク」という。)を使用することができる。

(認定期間の更新)

第9条 認定事業所のうち、認定期間の更新しようとする者は、市長が定める期間内に、申請書(更新申請書)に第5条第1項に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(変更の届出及び報告)

第10条 認定事業所は、次の第1号から第3号に掲げる事項に変更が生じた場合は、浜松市ワ

ーク・ライフ・バランス等推進事業所認定事項変更届（第5号様式）に変更内容が確認できる書類を添付して速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 事業所の名称

(2) 代表者の職及び氏名

(3) 事業所の所在地

2 認定事業所は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに市長に書面により報告しなければならない。

(1) 合併、解散又は事業の休止若しくは廃止等のため事業活動の存続に重要な変更があったとき。

(2) 第4条各号のいずれかの要件を満たさなくなったとき。

3 認定事業所は、前項第1号の解散又は事業の休止若しくは廃止等及び前項第2号の報告を行った場合は、認定書を返納するものとする。

4 市長は、第1項の届出及び第2項合併の報告があった場合は、その内容を確認し、適当であると認めたときは、認定書を再交付する。

（認定の取消しに係る基準）

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、認定を取り消すことができる。

(1) 第2条第1項第1号に定める事業所でなくなったとき。

(2) 第4条各号のいずれかの申請要件を満たさなくなったとき。

(3) 偽りその他不正な手段により認定を受けたとき。

(4) その他、認定事業所として適当でないと認められたとき。

（認定の取消し）

第12条 第11条の規定により認定を取り消したときは、ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認定取消通知書（第6号様式）により速やかに通知するものとする。

2 前項の規定により、認定を取り消された事業所が再度認定を受けようとする者は、市長が定める期間内に、第5条第1項各号の書類に加え認定を取り消された事由を改善したことが証明できる書類を添付して提出しなければならない。

3 前項の規定により認定を取り消された事業所は、遅滞なく市長へ認定書を返納するとともに、認定マークの使用を中止しなければならない。

（公表）

第13条 市長は、第6条の規定により認定した事業所の取組を広く市民に周知するため、市公式ウェブサイト等により公表するものとする。

（雑則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 11 月 24 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 8 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行日前にされた認証を受けている事業所は、なお従前の例により、その認証期間が経過するまでの間、「認証事業所」としての効力を有するものとする。
- 3 前項の事業所が更新の手続を行う場合においては、改定後の要綱の規定を適用する。